

2004年8月20日

「中間とりまとめ(素案)」へのコメント

1. 6 ページ注1で用語の定義を行っているが、「はじめに」の部分や5ページの叙述は、この定義に当てはまらない。もともと専門委員会が委員会の名称に「温暖化対策税制」の用語を採用したのは、それなりの理由があった。同時に専門委員会報告書では、政策手段として「温暖化対策税」という言葉を使っている。したがって、これまでの議論や審議もこの2つを使いながら進められてきた経緯がある。一般的な「環境税」として温暖化対策税という用語を用いる議論と、専門委員会の具体的提案の検討に際して、同様な用語を使うことの違いは、単に言葉の定義をどちらかに決めるということではなく、その議論が具体的政策案としての議論であるか、単なる抽象的な一般論としての議論であるかによって区別するしかない。(なお、小委員会で全く議論の対象にならなかった注1のような定義を、この段階で持ち込むことには、別の意味で大きな問題がある。不必要な混乱を招きかねないこと、これまでの記録に読み手が都合のよい解釈を与えかねないことなどの弊害が考えられるからである。)

内容面での区別が重要な例を1つ挙げる。温暖化対策税収を補助金ではなく、企業の減税や社会保険料の軽減などに当てるという提案(19ページ)は、一般論としては妥当な議論である。一般論であれば、補助金として使った場合には環境効果が高く、公共部門の支配できる所得分配分が増えるが、企業減税として使った場合には、環境効果は低く、公的部門の支配できる所得分配分が低くなる、という違いが生じ、そのような違いを議論のベースとして両政策の長所・短所が検討される。

しかし、19ページの議論は専門委員会の提案に対する代替案の形をとって行われている。つまり、専門委員会の提案のうち、税収の用途だけをこの主張のように変更した政策案が、専門委員会の提案と同程度の妥当性をもつかのような扱いになっている。しかし、もし税収を排出削減助成金ではなく、たとえば企業の社会保障負担の軽減に当てたとすれば、温暖化対策税の環境への効果はきわめて低いものとなり、その差をどのような他の政策手段で埋め合わせるかの議論なしに、両者の比較をすることはできないし、まして後者の案が同等かより優れているといった議論は到底できない。このような比較をして、税収を補助金に使わない案がベターであるかのような議論をすることは、政策論としては成り立たないが、具体論と一般論を明別しない場合には、そのような議論が通ってしまう。したがって、単に言葉を定義するだけでなく、一般論としての政策手段の比較と、具体的提案としての温暖化対策税の議論とを注意深く区別し、この場合にはそのような代替案が大きな不確定要素をもつものであるというコメントを理由とともに付して、論点の整理をすることが重要なのである。

一般論として環境税あるいは温暖化対策税を他の政策手段と比較する際、しばしば環境効果に付言することなく優劣比較のような議論がなされる傾向があるのは、政策審議機関

として自戒すべき問題である。

2. 9 ページの下から 4 行目で、「排出量取引」が削除されているが、英国の気候変動政策では、排出削減助成金と排出量取引が組み合わせられている。いわゆる直接参加者は、排出削減助成金のオークションでの応札に成功することで排出量取引に参加できる。したがって、この文章は、「また、温暖化対策税制と自主協定、および排出削減助成金制度と排出量取引をそれぞれ組み合わせた英国の事例等が参考になる。」とすべきである。

3. 11 ページの脚注 2 のように、モデルの前提を明確にすることは、議論の透明性を高める上で必要なことである。しかし、それには執筆者がモデルを正確に理解していることが前提である。専門委員会の検討の裏づけ作業では、AIM モデルの中の複数のコンポーネントが用いられており、それぞれ前提が異なる。前提を明記するのであれば、どの部分でどのようなモデルが用いられているかの指摘と合わせて、そこでのモデルの重要な前提について記述すべきである。もしそれが煩雑であれば、モデル全体の叙述が参照できる文献を引用するのが適当であろう。

4. 11 ページ、本文下から 4 行目、「温暖化対策」では不十分であり、「二酸化炭素の効率的な排出削減対策」としないと、その文にあるような「同等の削減量」は達成できない。

5. 小さい点であるが、環境省のホームページの記録によれば、3 ページの審議経過中、第 8 回の「これまでの意見の整理」と第 9 回の「これまでの議論の整理について」は同一の資料であり、したがって後者は「これまでの意見の整理」ということになる。

天野明弘